

税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

第8の8表（令和5年1月分以降用）

(単位は円)

被相続人

1 税額控除額		
この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に記入する金額の計算のために使用します。		
	(氏 名)	(氏 名)
※ 整 理 番 号		
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	①	
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	②	
相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	③	
外国税額控除額 (第8表1⑧)	④	
合 計 (①+②+③+④)	⑤	
(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「⑫・⑬以外の税額控除額⑭」欄に転記します。		

(単位は円)

2 納税猶予税額		
この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額⑳」欄に記入する金額の計算のために使用します。		
(1) 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項）		
(2) 非上場株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）		
(3) 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）		
(4) 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項）		
(5) 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）		
(6) 特定の美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項）		
(7) 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）		
	(氏 名)	(氏 名)
※ 整 理 番 号		
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	①	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	②	
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③	
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	④	
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤	
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥	
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦	
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	
(注) 1 上記(1)～(7)の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項）のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。		
2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑳」欄に転記します。		